(2)　産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、対象資産に専ら開発研究の用に供される一定の器具及び備品を加える。

(3)　国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象となる地区を提出国際物流拠点産業集積計画において国際物流拠点産業集積地域として定められている地区とする。

(4)　金融業務特別地区に係る措置について、青色申告書を提出する法人が、一定の期間内に、経済金融活性化特別地区の区域内において、一定の機械装置、器具備品及び建物等の取得等をして、認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の一五（建物等については、一〇〇分の八）相当額の税額控除ができる措置に改組する。ただし、特別税額控除額については当期の法人税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、控除限度超過額については四年間の繰越しができる。

(五)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は特別税額控除制度の創設（租税特別措置法第四二条の一〇及び第六八条の一四関係）

(1)　青色申告書を提出する法人で国家戦略特別区域法の一定の特定事業の実施主体として同法の認定区域計画に定められたものが、同法の区域計画に関する規定の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された機械装置、開発研究用器具備品、建物等及び構築物で、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の五〇（建物等及び構築物については、一〇〇分の二五）相当額の特別償却とその取得価額の一〇〇分の一五（建物等及び構築物については、一〇〇分の八）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については当期の法人税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、控除限度超過額については一年間の繰越しができることとした。

なお、一定の機械装置及び開発研究用器具備品で、中核的な特定事業の用に供されるものについては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却ができることとした。

(2)　右記(1)の特別償却の適用を受ける中核的な特定事業の用に供された一定の機械装置及び開発研究用器具備品のうち開発研究の用に供されるものに係る償却費として損金の額に算入する金額は、特別試験研究費の額に該当するものとみなして、試験研究を行った場合の特別税額控除制度（租税特別措置法第四二条の四及び第六八条の九）及び試験研究を行った場合の特別税額控除の特例（租税特別措置法第四二条の四の二及び第六八条の九の二）の適用ができることとした。

(六)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、右記(五)(1)の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においてはこの制度を適用しないこととした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の一一及び第六八条の一五関係）

(七)　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の四、第四二条の一二の四及び第六八条の一五の五関係）

(1)　雇用者給与等支給増加額に係る要件である基準雇用者給与等支給額に対する割合（改正前一〇〇分の五以上）を次の適用年度の区分に応じ次のとおりとする。

イ　平成二七年四月一日前に開始する適用年度　一〇〇分の二以上

ロ　平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に開始する適用年度　一〇〇分の三以上

ハ　平成二八年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に開始する適用年度　一〇〇分の五以上

(2)　平均給与等支給額に係る要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる給与等の支給額を継続雇用者に対する給与等の支給額とした上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること（改正前以上であること）とする。

なお、法人の経過年度（平成二五年四月一日以後に開始し、かつ、平成二六年四月一日前に終了する事業年度で、この制度の適用がある事業年度等を除く。）が対象経過年度（経過年度を適用年度とみなした場合に改正後の要件の全てを満たすときにおけるその経過年度をいう。）である場合には、その法人の同日以後最初に終了する事業年度における税額控除限度額は、雇用者給与等支給増加額の一〇〇分の一〇相当額と経過年度控除限度額（対象経過年度である各経過年度に係る経過雇用者給与等支給増加額（その各経過年度を適用年度とみなした場合の雇用者給与等支給増加額をいう。）の一〇〇分の一〇相当額をいう。）との合計額とし、当期の法人税額に対する限度額について所要の措置を講ずることとした。（附則第八二条及び第一一二条関係）

(八)　生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者が、産業競争力強化法の施行の日から平成二九年三月三一日までの間に、生産等設備を構成する同法の生産性向上設備等に該当するもののうち一定の規模以上のもの（以下「特定生産性向上設備等」という。）の取得等をして、国内にあるその事業者の事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の五〇（建物及び構築物については、一〇〇分の二五）相当額の特別償却とその取得価額の一〇〇分の四（建物及び構築物については、一〇〇分の二）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とした。

なお、産業競争力強化法の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に、取得等をして、国内にあるその事業者の事業の用に供したものについては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却とその取得価額の一〇〇分の五（建物及び構築物については、一〇〇分の三）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。（租税特別措置法第一〇条の五、第四二条の一二の五及び第六八条の一五の六関係）

また、平成二六年四月一日前に終了した事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、平成二六年四月一日を含む事業年度において、右記の措置と同様に、その特別償却相当額又は特別税額控除相当額の償却又は税額控除ができることとした。（租税特別措置法第四二条の一二の五及び第六八条の一五の六関係）

(九)　法人税額等から控除される特別控除額の特例について、当期の法人税額等から控除できる税額控除可能額の合計額を当期の法人税額等に一〇〇分の九〇（改正前当期の法人税額等）相当額に引き下げることとした。（租税特別措置法第一〇条の六、第四二条の一三及び第六八条の一五の七関係）

(一〇)　耐震基準適合建物等の特別償却制度の創設

(1)　青色申告書を提出する事業者で、その有する耐震改修対象建築物につき平成二七年三月三一日までに建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による報告を行ったもの（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示を受けたものを除く。）が、平成二六年四月一日からその報告を行った日以後五年を経過する日までの間に、その耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修のための工事の施行に伴い取得等をするその耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の一〇〇分の二五相当額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第一一条の二、第四三条の二及び第六八条の一七関係）